

# 吹田市福祉審議会会議記録(概要)

- 1 日 時 令和元年 10 月 31 日 (木)  
午後 2 時から午後 3 時 55 分まで
- 2 場 所 保健センター研修室
- 3 出席者

(1) 委員 20 名

斉藤 弥生	石田 成則	山口 幸	相馬 孝
疋田 陽造	大森 万峰子	金戸 省三	白銀 継哉
澤田 啓子	荒河 裕子	坪井 素子	菊澤 薫
廣瀬 力松	渡邊 一也	長井 敬二	古瀬 常實
柴田 敏之	山口 裕司	半崎 公次	中尾 敦子

(2) 市職員

中野 勝 児童部長	後藤 仁 福祉部長	宮田 信樹 福祉指導監査 担当理事	秋山 美佐 福祉部次長
岸上 弘美 こども発達支援 センター長	早瀬 健次郎 福祉事務所長 (生活福祉室長)	西村 直樹 障がい福祉室長	安井 修 保育幼稚園室参事
大岩根 美保子 こども発達支援センター 地域支援センター所長	上村 里三 総合福祉会館館長	木村 匡志 高齢福祉室参事	西村 桂太 高齢福祉室参事
脇谷 貴文 障がい福祉室参事	霜竹 美樹夫 福祉総務課長代理	金崎 智子 高齢福祉室主幹	西村 是紀 障がい福祉室主幹
小林 孝太 福祉総務課主査	白石 夕佳 福祉総務課主査	千葉 朋子 福祉総務課主任	

4 内容

- (1) 福祉部長挨拶
- (2) 新任委員紹介・職員紹介
- (3) 案件
- ア 第 4 次吹田市地域福祉計画の策定について
- イ 地方社会福祉審議会の設置について
- ウ 第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画の推進について
- エ 手話言語条例について
- (4) その他

5 議事 別紙のとおり

## 議事（会議要旨）

### 1 第4次吹田市地域福祉計画の策定について

#### 会長

第4次地域福祉計画策定の御説明でしたが、さらに力を入れる点、これまでとは違う点等、指摘できる点はありますか。

#### 事務局

第4次吹田市地域福祉計画の策定にあたり、取組の中で重要と感じている点の1つは、社会福祉法の改正により、国から地域共生社会の実現が求められていることです。それは、地域の方々が、支える側、支えられる側という画一的な立場ではなく、互いに支えあうことで地域を良くしていこうという考えの基に、地域共生社会を実現するということが示されています。その実現のために、市は何ができるのか、地域住民にはどういったことに取り組んでいただけるのか、市が市民との共働を進めるためにどういったネットワークが必要なのかということを、重点的に考えていかなければならないと考えています。

また、計画自体の策定手法については、今は地域福祉計画自体に取り組みの成果を計る目標や指標は、明確なものがありませんので、そこを視覚化できるように、例えば事業ごとの数値目標を立てることや、PDCAによって計画から成果の確認までを、しっかりと管理できるような計画を作りたいと考えています。

また、市民の皆様に手に取って読んでいただきやすい計画とするため、より柔らかい表現を使い策定することを考えています。

#### 会長

前回とかなり大きく違う点は、社会福祉法の改正に伴って地域共生社会ということが言われるようになって、そこを吹田市として、どのように捉えていくかということがポイントになるかと思います。もう1つ質問をさせていただきます。資料の4ページ、8番の第4次地域福祉計画策定の方向性のところの丸の2つ目に、「福祉分野の上位計画として」と書いてあります。今全国的に福祉の分野で課題の1つとなっているのは、高齢者福祉は高齢者福祉、障がい者福祉は障がい者福祉と縦割りになりがちであることです。その中で地域福祉計画は分野別計画の上位計画として包括的な計画を作るといった流れがあると思いますが、その点は、吹田市ではどのようにお考えでしょうか。

#### 事務局

今回の計画の方向性を示している部分の「福祉分野の上位計画」という表現ですが、国の指針に示されている表現を用いています。吹田市の中で地域福祉計画をどのように上位に位置付けるかということですが、地域福祉計画で障がい者福祉、高齢者福祉や児童福祉の方向性を決めていくということではなく、それぞれの計画の中で方向性を定め、取り組みを進めていただくように考えています。地域福祉計画の中では、障がい者や高齢者、子育て世代の生活課題やニーズはどこにあるのかということ踏まえ、地域福祉の観点からそれぞれの計画を調和させていくようなイメージで取り組みたいと考えています。

## A委員

制度が整うとどうしても縦割りになり、制度自体はすごく整っていった、支援が必要な障がい者や、高齢者の支援をどこがするのかという役割等は明確になっていきます。ところが、いざ家庭に入ると高齢者だけがいるわけではなく、障がい者だけがいるわけではなく、家族、家庭というものがある中で、それぞれを支えていくようなシステムや、支援者をつなぐことは、いったいどこがしていくのかというのが、正直なところ現場で大切なところになってきています。地域共生社会の本当の意味での丸ごとのサポートを、吹田市ではどのように捉えているのかお聞きします。

## 事務局

確かにそれぞれの分野ごとのつながりはでき、施策は進んでいるというのは、認識しています。地域福祉の観点で、世帯や個人の方の中でも複合的な課題を抱えられている方が増えていますので、その中でどういったネットワークを作っていけるのかということは大事だと考えています。国からも断らない相談支援体制を作ることや、相談窓口一元化を求められていますが、吹田市では、それぞれの福祉分野ごとにネットワークがあり、そこを今回、地域福祉の部分で総合的に取組めるような体制が構築できればと考えています。その1つが、資料4ページの「9 計画に盛り込む主な事項」のところでありますが、例えば具体的な事業では、成年後見制度の利用促進に関することがあり、現在成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉室と高齢福祉室で実施しています。福祉総務課では、その仲介に入っていますが、具体の事業は無い状況です。その他社会福祉協議会で日常生活自立支援事業を実施していて、そこから成年後見制度利用支援事業につなげる役割も持っていただいています。また、地域の市民の窓口としては、社会福祉協議会が、コミュニティソーシャルワーカーを地域に配置し、地域において市民の課題解決に向けて取り組んでいます。それぞれ資源を持っていますので、その資源を活用しながら連携をとれるようにと考えていますが、庁内での検討は、具体的にはこれから始めるという状況です。

## 会長

吹田市ではコミュニティソーシャルワーカーは、配置からどのくらいになりますか。5年くらいですか。

## 事務局

10年ほどになります。ただ今回の地域福祉計画推進委員会の中でも、まだまだ認知度が足りない、もっと市民に浸透するように、周知、啓発を徹底しないといけないという御意見をいただいています。

## 会長

先ほどのA委員の御質問のつながりをどうするかということで、このコミュニティソーシャルワーカーという専門職の役割も、非常に重要になってくると思います。このあたり、B委員いかがでしょうか。

## B委員

確か、コミュニティソーシャルワーカーは、12、13年になるかと思います。吹田市内、33地区の中で、コミュニティソーシャルワーカー無しには福祉委員会はやっていけないと

いうくらい地域の中へ入って活動しています。日常生活自立支援事業も大変充実をさせていただいています、そこでもどうしても引き受けられない人を法人後見の方に回していただいて、コミュニティソーシャルワーカーも絡んで活動しているのが現状で、なかなか大変な重責を担っています。地区の福祉委員会で認知度はありますが、まだまだ市全体の中では認知度が低い状況です。今、社会福祉協議会の平成 27 年度からの方向性の 1 つで「伝えよう！つながろう！地域の力」があります。地域の力は大変素晴らしく、そこを伝えながら活動していますが、まだ伝わっていないところに伝えていくことが、1 つの大きな目標指針と思っています。

#### 会長

コミュニティソーシャルワーカーは関西発祥の制度と言っても過言ではないくらいで、実は全国的に広がっている制度ではないのです。それを 12 年 13 年と続けておられるという事は素晴らしいことで、益々吹田市民に知っていただくような取り組みをしていただきたいと思います。

後でまた戻って御意見をいただいても結構ですので、次の案件に参りたいと思います。

## 2 地方社会福祉審議会の設置について

#### 会長

吹田市が中核市になるということで、社会福祉審議会を設置しなければならないと法律で義務付けられています。それに伴い、現状の審議会や委員会のシステムを中核市の法律にあわせていこうという御説明でした。資料 6 を御覧いただきますと、すでに障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉、地域福祉と、すでにそれぞれの審議会、委員会があり、それをそのまま移行するので、大きな変化は無く、名称や位置付けが変わるということです。新たに設置する委員会は、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会ということになります。今、開催しているこの委員会は、現在は吹田市福祉審議会という名称ですけども、法律に基づいて、吹田市社会福祉審議会という形になるということでした。重要なポイントは、市民委員の位置付けですけども、吹田市では市民委員の役割がとても大事であるということ、ずっと考えて進められてきたということで、市民委員を入れなければいけないという法律ではないけれども、引き続き市民にアドバイザーという形で御活躍いただきたいという御説明だったかと思います。やや複雑な話ではありますが、委員の皆様から御質問や御意見はありますか。

行政の法律的には大きな変化ですけども、いろんな委員会を整理してきていることもあって、実際には大きな変化はないという理解でよろしいでしょうか。

#### 事務局

運用上、特段新たな計画を作らないといけないとか、新たな施策を立てていくということは、現在のところはありません。現在、各福祉分野の審議会や委員会自体は、それぞれ独立していて横のつながりが無いという状況になっています。そこを、社会福祉審議会を頭にしてそれぞれ、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、地域福祉と横の関係性を持た

せていくことで、実際に社会福祉に広く調査審議できるような体制になると考えています。現在福祉審議会は、直接的に諮問や答申を行っている会議体ではありませんが、議論の中で、吹田市の社会福祉に関する事項を広く調査審議いただいていると認識しています。運用上は、大きく変わることなく引続き行っていきたくと考えています。1点御承知いただきたいことは、この福祉審議会委員の皆様は昨年10月に委嘱され、任期は令和2年9月30日までですが、中核市に移行する関係で、来年の3月で解職となります。社会福祉審議会設置時の委員の選考については、それぞれの現行の委員会や、新たに設置する委員会、専門分科会から学識経験者や社会福祉事業の従事者を御推薦いただいて委嘱することを考えています。どのような方に参加していただくかは、これから議論を進めていきます。福祉審議会については来年2月にもう1度開催し、そこで、御報告、御相談をさせていただければと考えています。

#### 会長

この吹田市福祉審議会では、このメンバーで議論をするのは3月まで、この2月にもう1度会議があるということでした。今御説明にありましたように、吹田市が中核市になることによって、社会福祉の領域でより包括的な吹田市独自の福祉政策ができると捉えてよろしいのではないのでしょうか。その分吹田市の責任も大きくなると思いますし、住んでいる皆様の責任も大きくなるという流れかと思えます。

次の案件に移ります。

### 3 第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画の進捗管理について ～平成30年度（2018年度）実績評価及び今後の方向性～

#### C委員

今の御説明の評価ですけれども、特に成果目標の1番の評価項目「福祉施設の入所者の地域生活への移行」これは地域共生社会ということを言われていますが、なかなか難しいところで、来年は吹田市制80周年を迎えるようですけれども、未だにこのことが実現していません。他市の入所施設におられる方が200人を超えているように、現実の問題であるわけですね。最近でも、せっかく入所施設に入られた方が見通し以上に介護状態が大変な状況で、子供の命を考えると、退所せざるをえなかったということがありました。その方はわざわざ吹田市内の作業所に通所していたのを退所してまで、一生の暮らしをできるという見通しを持って入所されたけれども、どうにも耐え切れなくて退所されたということです。床ずれがあり大変な状況にあるということで、今は通所施設にも行けていないという状態です。地域共生と言いながら、吹田市で生まれて一生の生活、生涯を吹田市で送りたいというのが、実現できていないということがあります。今回の経過を含めて施設関係のことを少し具体的に盛り込んでいただくなり、関係部署の話を知りたいと思います。

#### 事務局

まず委員の構成については、個別計画を策定し、障がい福祉計画の進捗等管理をする施策推進委員会がありまして、それぞれの障がい特性の方にお入りいただいて、計画につい

での御意見等をいただいています。また、施設、病院等から地域移行をし、障がいのある方に、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていただくということで進めています。ただ、それぞれの障がい特性にあった施策があり、それぞれの取組が必要だと考えています。この目標「福祉施設の入所者の地域生活への移行」については、入所施設に長年入ってらっしゃる方を地域でお住まいいただくため、初めに街中体験というか、社会の情報等を実際に見られてない方もたくさんいますので、例えば、コンビニへ買い物に行きましょうとか、地道に地域での暮らしに慣れていっていただく活動等が必要ですので、マンパワー、そういう事業所の数が必要となってきます。そういうノウハウと、地域生活への移行を担う事業所数を増やしていくということが、1つの活動の目標であると考えています。

### **C委員**

3年前に「みんなのき」という施設がオープンする時は20人の定員に対して、60人を超える入所希望者がありました。すぐに満員になったので、せめてこの程度の施設をあと2か所、いや3か所設置してほしいというのが切なる希望です。その点から言うと、まだまだ吹田市はスタートラインについたか、ついてないかというくらいの状況ではないかと思います。ガイドヘルパーは、かなり充実して、先ほどのコンビニの体験や映画館に行くとかそういうことまで支援できるような形のサービスがなされつつあります。これをもっと生活の場にも拡充を図っていただきたいと思います。

### **D委員**

評価のA、B、Cの付与の仕方について、教えていただきたいと思います。2点あります。1点目はBとCの線引きが、どんなものなのかということです。つまり、Aは目標を達成したということですので、100%達成したということです。Cは進展が見られなかったとあるのは、これは0%から何%くらいまでのイメージがあるのかということをお教えいただきたいということが1点目です。

2点目はAの評価がありますけれども、この3年分の目標をちょうど中間年の現時点で目標を全て達成したと考えていいのか、それとも中間年分である真ん中のところまでの目標を達成したという解釈でいいのか、どちらかを教えていただきたいと思います。

### **事務局**

資料7の2ページの第5期吹田市障がい福祉計画で、成果目標としているのは、それを達成することを目標としていますので、3年間の目標で、今達成できたということは、Aとなります。進展がなければCということで、少しでも進展があればBとしています。3年間の目標ですので、例えば数値目標でしたら、1年目に、平均して1年目で達成していなければならない目標数値、それを達成しておれば、Aというところですがけれども、この事業の中でいろいろな事業が含まれていまして、それらを総合的に勘案し、達成と言えないということは、少しでも前に進んでいるという評価でBということにしています。

### **事務局**

障がい児福祉計画についても、成果目標と活動目標は、数値目標がありますので、その中で進められています。複数ある中でそうでないものもあるので、そういったことで評価をつけています。重点課題の方ですが、B評価をつけているものもありますけれども、こ

ちらの方は、吹田市として重点課題として4点ほど設定をしているものです。前年に比べて、こちらで想定している取り組みがほぼ達成できたかどうかということで、A評価、B評価ということをしています。この進捗管理というのは毎年進めていくものですので、ちらは3年間というよりも、前年に比べて進捗がどうだったかということで、評価をしています。

#### 会長

今の質問の趣旨は、たとえば障がい児福祉計画の重点課題別の3番で、評価コメントに「居宅訪問型児童発達支援を提供する事業者は不足しています。」と書いていますが、これは10件不足しているのか、1件不足しているのか、そのレベルがちょっと分かりにくい資料だということだと思います。私も全くそうだと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。これはこの委員会で見るときの資料で、他に細かい資料があると思いますが、D委員からの質問は、分かったようで分からない資料になっているというような印象かと思いますが、いかがでしょうか。

#### 事務局

重点課題については、具体的な数値目標として掲げているものではないので、重点的に取り組んでいかないといけないと思っている中で、設定はしているものの、まだまだ想定しているところまでの進展にはいけていないということです。その評価コメントに関しても、第1期の計画の中で新たに設定されたサービスメニューの居宅訪問ですけれども、進めているのだけれども、充足されていないところでの評価ということになります。

#### 会長

先ほどC委員からありましたけれども、200人が他市の施設に行っているというような、具体的な問題は量が見えないと、分かるようで分かりません。ただ、評価をどう書くかというのは、難しいものだと思います。ここで議論してもずっと続いてしまいますので、より参加者が実感できるような評価、状況を実感、理解できるような評価を、少しずつ検討していくようなことになっていけばいいなと思わせていただきましたが、D委員、今後の課題ということでよろしいでしょうか。

#### D委員

進展があったというのは、それでいいと思うのですが、中間評価としてゆりのあるところで計画が進んでいるのか、後半巻き返さないといけないのか、BとB'みたいなものがあると分かりやすいと思いました。

#### E委員

資料2の地域福祉計画推進委員会の委員は、この資料6の中の地域福祉計画推進専門分科会と同じと考えたらいいですか。

#### 事務局

E委員のおっしゃったとおりです。地域福祉計画推進委員会があり、4月になると、そのまま地域福祉計画推進専門分科会に移行することを考えています。

#### E委員

この市民委員として介護保険の事業計画のこともあって参加していますけれども、ここ

に市民アドバイザー等 14 名程度で構成するという※（米印）のところの記載は、構成メンバーの説明ということでよろしいですか。

#### **事務局**

おっしゃったとおり、委員の構成について説明しています。地域福祉計画推進委員会については 14 名の委員で構成していて、内 4 名の市民委員に入っています。4 月以降はアドバイザーという形で、同じ様に参加していただくということを考えています。

#### **E 委員**

介護保険事業計画の推進委員会を、ずっと吹田市も開催されていて、市民委員を公募していました。介護保険ができた時の附帯決議として市民が計画の見直しに参加できるというのが、確か 1 番最後の附帯決議案にあったと思います。それで、各都市も市民委員を入れているということです。私は社会教育の場で、介護保険の講座等をする時、皆さんは株主であると同時に主催者であるというお話をされていて、この場で学ばせていただく委員として参加しているつもりです。中核市の様に大きくなると、市民の意思はどこに反映できるのでしょうか。これから高齢者人口が増えていく中で市民の声がどこに届くのでしょうか。いろんなフォーラムとかもありますが、これは自分の意見を出すだけです。ネットとかでも、いろんな意見を聞く機会は計画が変わった時には出て来ますが、実際に自分達が高齢者のグループとして、いろんなことを提案していきたいとか、そういうことを実施できることが、今まで機会があったような気がしていますが、介護保険ができた時、私達も関わって一所懸命後押ししてできたのに、市民はこれから行政が作ったものに対して、ここは嫌だということを遠くから市民アドバイザーとして意見を言うだけなのではないかと、とても不安を感じています。2050 問題とかいろいろ言われている中で、さっきの障がい者と同じで、捨てられていく高齢者っていうのがすごく多いです。CSW がもう数十年あると言われても、地域やそういうところで講演しても CSW を知らないです。実際活動されているのは知っていても、各地区の包括支援センターに行き、ここにいつ来られるのですかと聞いても、いつ来られるかは分からない。老人会とか福祉委員会とかそういう団体につながっているのは分かるのですけれども、どうやって各個人につながっていく施策をやっているのかと、計画を見ても、不安が大きくなってきました。

#### **会長**

障がい者の話から 2 番目の議題に戻りますけれど、中核市になって自治体ができる権限が大きくなるのだけれども、市民の存在をどういう風に考えていくのかという大きな問題提起だったかと思います。やはり、政策の意思決定過程の中に市民が入っていることが重要で、吹田市の様々な福祉施策はその精神の基で行われてきたと思いますが、中核市に移行するにあたって、そのあたりはどのようにお考えか担当の方、お答えいただきたいと思っています。

#### **事務局**

市民参画については、吹田市は自治基本条例にしっかり書いてあります。そして市民参画の機会を保障するために、審議会への参画というのも保障しています。中核市移行にあたり、どうしても社会福祉法に基づく社会福祉審議会という位置付けになりますから、そ

の法律上は、委員として市民をという書き方になっていません。ただ、市としては自治基本条例に書いてある市民の参画をどう保障していくかを考えた時に、現行市民委員として参加していただいている委員会、審議会については、引き続き御参画いただき、計画を策定するにあたって、市民の意見を聞かせていただくために、これまでと同じ様に委員会に入って御意見、御質問等をいただきます。そういう形で市民の方も、これまでどおり委員会、審議会に入ってください。位置付けとしては、法律上委員という形での入り方はできませんが、アドバイザーという位置付けで、実際の運営上はこれまでと同じ様に議論していただいて、同じ様に計画を作り上げていきます。今までも、実際に計画を作るにあたり、審議会、委員会場で委員の多数決で決めていこうという運営の仕方は一切していませんので、基本的にはそれぞれの審議会の会長や副会長、委員会のそれぞれの委員の中で議論していただいて、より良いものを作り上げていこうという形になっていますので、これまでどおり御参画いただきたいと考えています。

#### **E委員**

市民協働参画という形で考えていただいていると思います。この審議会についても、1月か2月に開催するというお知らせがありました。それが開催しないということで理由は審議事項が無いというようなお手紙をいただいたので、実はすごく怒っていたのです。私達にとっては、地域包括支援センターが委託に替わったということで、総合判定の人や、もう1回認定を受けて判定を受ける要支援の人がどうなったのか、いろんなことを知りたかったのに、議案がありませんので開催しませんというお手紙でした。こういう時にどうしたらいいのかと、福祉総務課に御質問しようかと思っていました。議題が無くて開催しませんということだったので、私はやっぱり形だけここに座っているのかなという形で納得させていただきました。だけど協働参画を考えた時に、これがアドバイザーという形になると、今私が思っているように形だけで聞いておいたよということで済まされるのではないかと不安を感じています。介護保険ができた時に、第1期の審議員に入らせていただきました。後期高齢者になって、いよいよ介護保険にお世話にならなきゃいけないのに、とても不安が募ってきます。これは一般の市民も同じだと思うので、その辺も考えていただきたいと思います。

#### **会長**

中核市になるからこそ、市民の参加は重要じゃないかと思っています。その点を、ここにいる全員で心して見ていきたいと思います。それから、もう1つ御指摘の議題が無いから開催見送りの話ですけれども、もし委員から議題があるようだったら、どうしたらいいのかということ、これを事務局の方からお願いします。例えば連絡くださいというのが有りなのかどうかということです。

#### **事務局**

確かに今年の2月については、開催の見送りと文書報告ということで書面をお送りいたしました。その点はE委員のお気持ちを汲み取ることができませんで、申し訳ございません。去年10月の開催時には、事業者を選定する中で障がい分野の委託事業者が1か所決ま

っていませんので、これから選定に入りますという経過報告でした。その後の報告ということで書面をお送りしました。

また、委員からの御提案を妨げることはありませんので、もし御意見等があれば、お電話やメールをいただければ、内容を確認し、然るべき所管と調整してから、案件として審議会で上げたいと考えています。実際に今回は、G委員から御提案をいただいている案件もありますので、こういった形でお示しいただければと考えていますので、よろしく願いします。

#### **F委員**

先ほど、C委員からの発言について誤解をされたらまずいので、意見を言わせてください。ガイドヘルパーの制度がちゃんとあるという話をされてきました。確かにガイドヘルパーの制度はありますが、人材が足りません。制度はあってもお願いしたい時に人がいないのです。私は金融機関に勤務していますが、通学と通勤には使えません。地域の中で働いてやりがいを持ち、住民税も払いたいと思っても、そこまで行けないので払えません。会社が移転して今までよりも遠くなった時に、そこまで通勤できないからやめましたという視覚障がい者の仲間の話も聞きます。私は全く見えませんが、千里山からここまで1人で来ました。通勤の時に、ホームから3回落ちたこともあります。通勤ではヘルパーが使えないし、例えば、使いたい時間が夜だとお願いしてもまず断られます。今日私はこの後家に帰ってから、夜1人で長居公園へ行ってマラソンの練習をする予定ですが、長居駅までは1人でいきます。そこで、伴走の人と待ち合わせて走ります。やっぱり夜は人がいないということで、ヘルパーをお願いできません。マラソンは趣味だからいいですけども、やっぱり通勤や通学については前向きにやろうとしているのに、市としてガイドヘルパー使用を認めてくれないという現状があります。中核市になれば、会社が移転して新しいところに慣れるまでの、それが人によって3か月なのか半年なのかは分かりませんが、利用を認めてもらうような弾力的な運用をしてもらえるようお願いしたいと思います。

#### **事務局**

障がい特性の違いによって、それぞれ必要なものが違います。その中で、今伺った御意見は、障がい福祉室としても課題とは感じています。以前からそういう意見をいただいていたのですが、体制的に非常に時間がかかることと、今言われたように人も非常に不足していますので、そういった手立ても必要になってきます。いろんなバランスを取りながら、施策を進めていく必要がありますので、申し訳ないのですが、今のところは通学支援や通勤支援ができていないというところでは、課題として認識しています。

## **4 手話言語条例について**

#### **事務局**

聴覚障がい者の団体と定例的に年に何回か懇談をしていて、手話言語条例の制定を要望されています。内部協議でアンケートの調査等を聴覚障がい者の方を対象にしたり、他市

の条例の内容を把握したりして、分析をしてきました。今はそういう段階です。平成 28 年に障害者差別解消法が施行され、障がい者に対する不当な差別解消や、差別的な取扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務化がされています。これは、聴覚障がい者だけではなく、全ての障がい者に対してやっていかなければいけないという法律です。

また、障害者基本法の改正により、手話が言語であることはその法律に明記されています。そういった状況の中で、他の市町村で手話言語条例は作られていますけれども、吹田市では手話言語条例を作って何を推進していくのかということは、今のところ団体の方にお示しいただく内容を見る限り、条例は無くても施策の実施でやっていける状況であると、現状は認識しています。今後も引き続き御意見、懇談等を通して、その条例を作ることによって何をやっていくのか、何を求められているのか、引き続き研究していきたいと思っています。

### **G委員**

何を求めているのかという話ですが、今の説明で3つの目的を話しました。この3つの目的を求めています。①手話を言語として認め、手話を日常的に私達が使え、手話を使う者と使わない者とが共生する、②市民に手話を広める、③聴覚障がい者のことを理解してもらうという3つを求めています。障害者差別解消法の話もありましたが、合理的配慮や配慮の気持ちがあるのかどうかということです。吹田市の聴覚障がい者が会議の時に、手話通訳をお願いしたら、断られたという話を聞きました。これは、障害者差別解消法が十分に広まってないからだと思っています。だからこそ、手話言語条例が必要であると思います。手話通訳をお願いしても断られてしまい、それからは会議に出席することをあきらめてしまいました。せっかく高い会費を払っているのに手話通訳者がいません。そういうことをやる気持ちが無いということで、会議に出席することをあきらめてしまったということです。障害者差別解消法が必要ということは分かっています。でも、その人達は手話が分かりません。障害者差別解消法は建前だけということになってしまいます。だから、手話言語条例が必要ということが私の意見です。

### **会長**

市の方からは、施策の方で対応できるのではないかとということで、これからも議論を続けていくということでした。なかなか市民に重要性が伝わらないというG委員の御指摘もありますから、まずは担当部局と議論を続けていただいて、またこのような場で、進捗状況などの御報告をいただきながら、進めていけたらと思います。

### **D委員**

担当部局の方も重々御承知だと思いますが、ミラノ決議否定の背景には、人工内耳という手術が普及してきていて、新生児聴覚スクリーニング、これは精度のいいもので、生後すぐに聴覚の状況がスクリーニングされるという検査が普及してきています。保護者の方というのは、生まれて早期に人工内耳の手術を考えないといけない、決断を迫られるという状況です。この手話という1つの言語、文化というのは、それがあからといって、人工内耳を否定するものではありませんし、人工内耳があるからといって、手話を否定するものではないと思います。この点については、医療の進歩というのが大きく関わってき

ますけれども、市民へ理解を進めていくということであれば、条例の制定が必要かどうかは、私には判断しかねますけれども、理解を深めていくという方向性は非常に必要と思われる。

#### **H委員**

要望ですけれども、先ほどもありましたが、資料7の評価でA、B、Cとありまして、具体的な数値目標がある分と無い分があるということでした。数値目標があれば、先ほどD委員がどのくらいがんばったらいいのかが分かるとおっしゃられていましたけれども、我々市民も具体的な数値が見えたら、地域の方にここを市にもうちょっと協力しないといけない、がんばらないといけないとアナウンスしやすいと思いますから、数値目標がある分については、数値で評価をお願いしたいと思います。

#### **事務局**

個別計画の審議会では、詳細な資料をお示ししたのですが、今回は見やすさを優先ということで、このような体裁にさせていただきます。今の御意見を踏まえまして、今後検討いたします。

#### **I委員**

今のこの評価に対する皆様の御意見、ごもっともだと思います。私が1番感じたのは、今後の方向性というところが、非常にあっさり書かれていまして、努力目標ないしは、決意表明ということが書かれているのですが、このコメントをもう少し考察していただいて、今後の課題を明確にさせていただきますと、これからどういう政策を強化したらいいのかが、分かるのではないかと感じました。コメントということで特に回答は結構です。

#### **会長**

それでは、本日の案件の議論はこれで終了したいと思います。